

○帯広市農業センター条例

昭和55年12月22日条例第41号

改正

昭和56年12月17日条例第39号

昭和59年10月9日条例第39号

昭和60年10月17日条例第31号

昭和61年12月19日条例第44号

平成元年10月11日条例第34号

平成11年6月18日条例第41号

平成12年3月27日条例第14号

平成20年3月7日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、帯広市農業センター（以下「農業センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市に農業センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(設置の目的)

**第3条** 農業センターは、地域農林業者の集会、研修等の用に供し、もって農林業者の教養文化の高揚及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(使用許可)

**第4条** 農業センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、農業センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 農業センター及びその備付物品をき損又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他農業センターの管理運営上適当と認め難いとき。

(使用許可の取消し等)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責を負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 公益上又は農業センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(4) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(原状回復)

**第7条** 使用者は、その使用を終ったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

**第8条** 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物品をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(委任規定)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(帯広市清川農業センター条例の廃止)

2 帯広市清川農業センター条例（昭和50年条例第33号）は、廃止する。

(帯広市広野農業担い手センター条例の廃止)

3 帯広市広野農業担い手センター条例（昭和53年条例第33号）は、廃止する。

**附 則**（昭和56年12月17日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年10月9日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年10月17日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年12月19日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年10月11日条例第34号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年規則第65号で、平成元年12月17日から施行）

**附 則**（平成11年6月18日条例第41号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月27日条例第14号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表

| 名称             | 位置                  |
|----------------|---------------------|
| 帯広市清川農業センター    | 帯広市清川町西 1 線126番地39  |
| 帯広市広野農業担い手センター | 帯広市広野町西 2 線150番地の 4 |
| 帯広市戸蔭林業センター    | 帯広市上清川町西 1 線183番地   |
| 帯広市愛国農業センター    | 帯広市愛国町基線39番地の33     |
| 帯広市富士農業センター    | 帯広市富士町西 3 線53番地     |
| 帯広市以平農業センター    | 帯広市以平町西 8 線12番地     |
| 帯広市八千代農業センター   | 帯広市八千代町221番地        |
| 帯広市桜木農業センター    | 帯広市桜木町東 2 線102番地 6  |
| 帯広市上帯広農業センター   | 帯広市上帯広町西 1 線73番地157 |
| 帯広市太平農業センター    | 帯広市太平町西 7 線164番地 4  |
| 帯広市幸福農業センター    | 帯広市幸福町東 1 線163番地 4  |